

## 現行の支援のあり方の点検・評価及び見直しのポイントについて

## 1. 現行の支援のあり方の点検・評価

- 産業界に対する基金への出えんの御依頼については、「平成 28 年度以降の支援のあり方について」に基づき、前年度の紙マニフェスト頒布枚数及び電子マニフェスト登録件数を目安として、各年度の出えん要請額を算定し、マニフェスト頒布団体等に依頼をしている。
- しかしながら、マニフェスト頒布団体等による基金への出えんは、強制によるものではなく、社会貢献の観点からの任意の拠出であるため、御依頼した全ての団体に、要請額満額を出えんいただけているわけではない。
- その結果、産業界と国の負担割合（産業界：国＝4：3）通りに、産業界分の確保ができておらず、基金の残高は毎年目減りしている状況。
- 令和元年度末時点の残高は、産業界の負担分が 172,804 千円、国の負担分が 1,176,952 千円、合計 1,349,756 千円となっており、産業界と国の負担割合を 4：3 で支援すると、今後支援額の大きい事案が発生した場合は、早ければ令和 3 年度にも基金が枯渇する可能性がある。
- 今後も基金を安定的に運用していくためには、任意の出えんという大原則を踏まえつつ、より幅広い出えんの御協力を得られる仕組みが必要である。また同時に、今後の支援必要見込み額・出えん要請額の縮減に向けて、支援額の絞り込みも必要である。

## 2. 支援のあり方の見直しのポイント

- 1. の点検・評価結果を踏まえ、下記（1）、（2）の通り、現行の支障除去等に対する支援のあり方を見直す。
- なお、平成 27 年度の支障除去等に対する支援に関する検討会の報告書で示された「平成 28 年度以降の支援のあり方の見直しの基本的な考え方」（資料 3 18 ページ）及び、「平成 28 年度以降の支援のあり方について」（資料 3 19 ページ）に記載されている、「原因者に負担を求めることを原則とし、この原則を貫徹できない場合であって、行政対応に大きな問題がない場合に限り、基金を通じて国及び産業界による支援を行うものとする」という方針は維持することが適切と考える。

## (1) 産業界の負担について

- ・ 産業界の負担に関しては、これまでマニフェスト頒布団体等に必要な協力を求めることとしてきたが、1. の点検・評価から、より幅広い出えんの御協力を得られる仕組みを確保するため、マニフェスト頒布団体以外の関係団体等にも、国から任意の出えんの協力依頼を行うことが考えられる。

- ・ その上で、これまでの経緯にかんがみ、マニフェスト頒布団体等に対しても引き続き協力を求め、必要額を安定的に確保していくことが考えられる。

## (2) 支援額の絞り込みについて

- ・ 今後の支援必要見込み額・出えん要請額の縮減に向けて、都道府県等による適切な不法投棄対策の実施及び産業廃棄物の広域的な処理の円滑化推進の観点から、支援額の算定にあたり、行政対応に係る問題や産業廃棄物の広域的な処理の円滑化への協力状況を支援額に反映させる等、支援に関する審査方法を厳格化することも必要と考えられる。

- ・ 具体的な審査方法としては、例えば下記の項目を踏まえて、支援額を減額する等が考えられる。

### ①行政対応に係る問題

- ・ 不法投棄等事案の発覚時に不法投棄等の未然防止措置を適切に講じていたか
- ・ 不法投棄等事案の発覚後に当該事案の拡大を防止するための措置を適切に講じていたか
- ・ 不法投棄等事案の発覚後に不法投棄等の未然防止措置を適切に強化したか

### ②産業廃棄物の広域的な処理の円滑化への協力状況

- ・ 事前協議制等により域外からの産業廃棄物の事実上の搬入規制を行っていないか
- ・ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社による高濃度PCB廃棄物の拠点的な広域処理施設の立地に協力しているか